

## 岡山県電気自動車普及促進事業補助金の募集開始について

自動車から排出される二酸化炭素の削減に向け、県内電気自動車の普及促進のため、電気自動車や電気自動車用充電設備を設置する場合の補助制度を創設し、本日から募集を開始する。

### 1 電気自動車導入補助

#### (1) 補助対象者

- ・県内に1年以上事業所等を有する法人（国、地方公共団体等を除く）及び個人事業者
- ・県内に1年以上居住する個人
- ・上記の者に貸与するリース事業者（補助金相当額のリース料金低減を条件とする）

(2) 対象となる電気自動車：三菱i-MiEV等 6車種（新車に限る）

(3) 補助額等：20万円/台 <補助件数：70件程度>

### 2 電気自動車用充電設備設置補助

#### (1) 補助対象者

- ・県内の不特定の者が利用できる駐車場に、電気自動車の充電設備（※）を設置する者で、3年間以上、電気自動車を利用するすべての者に対し、設置する補助対象設備を無料で利用させる者
- ・上記の者に貸与するリース事業者（補助金相当額のリース料金低減を条件とする）

※ 急速充電器、200V充電スタンド、及びAC200Vコンセント（分電盤等を含む）

(2) 補助額等：充電設備本体価格及び設置工事費の合計額の1/4以内（上限10万円）

<補助件数：50件程度>

### 3 募集

#### (1) 募集期間

平成22年4月15日～平成23年2月1日（申請状況により変更の場合有り）

#### (2) 応募方法

環境文化部環境企画課地球温暖化対策室あてに郵送又は持参

#### (3) 申請受付

原則として先着順（申請状況により抽選実施）

#### (4) その他

募集要綱等は、地球温暖化対策室ホームページに掲載